

2026年度 法科大学院

第1期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式・論述式)

試験時間合計 40分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙は2種類あり、それぞれ受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従って正しく記入してください。
5. 必ず【民事訴訟法】の解答は【民事訴訟法】の解答用紙に、【刑事訴訟法】の解答は【刑事訴訟法】の解答用紙に、記入してください。また、必ず解答用紙の解答欄の一つずつ記入してください。解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 株式会社が訴訟の当事者である場合に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 株式会社に代表者が不在の場合において、当該株式会社に対し訴えを提起しようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、特別代理人の選任を申し立てることができる。
2. 株式会社に對する送達は、その訴訟において会社を代表すべき者の住所においてしなければ、その効力を有しない。
3. 株式会社を訴訟において代表している代表取締役を尋問するには、証人尋問の手續によらなければならない。
4. 判決書には、株式会社の記載があれば、その代表者を記載する必要はない。

問2 当事者能力又は当事者適格に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 民事訴訟法29条に基づき当事者能力が認められる権利能力なき社団には、当該訴訟限りで権利能力が認められるので、社団名義での不動産所有権移転登記手續請求訴訟において請求認容判決を得ることができる。
2. 代表者の定めのある民法上の組合については、民事訴訟法29条の適用により当事者能力が認められる。
3. 選定当事者は、訴訟担当者として当事者適格を有するのであって、代理人ではないから、訴訟上の和解を特別の委任なくして行うことができる。
4. 一定の地域の代表と主張して、環境権に基づき火力発電所の操業の差止め等を請求する環境紛争において、訴訟提起前の紛争の過程で相手方と交渉を行い、紛争原因の除去につき持続的に重要な役割を果たしている第三者といえども、当該地域の住民からの授權により訴訟追行権を取得するなど任意的訴訟担当の要件を具備していないときは、当事者適格を有しない。

問3 訴訟手続の中断・停止に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 対立当事者の一方が死亡しても、訴訟手続は中断せず、続行される場合がある。
2. 訴訟手続の受継の申立ては、中断事由を生じた当事者の相手方からもすることができる。
3. 訴訟当事者が後見開始の審判を受けて、訴訟手続が中断した場合、手続を受継するのは後見人であるが、当事者が交代するわけではない。
4. 当事者の合意によって訴訟手続を停止することができる。

問4 「裁判所は、当事者が主張しない主要事実を判決の基礎としてはならないが、当事者が主張しない間接事実を判決の基礎とすることができる」という通説に対する批判として、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴訟の実際においては、常に主要事実が重要な事実であるとは限らない。
2. 主要事実について直接証言が得られた場合と、間接事実について証言が得られた場合とでは、どちらの証言も主要事実を推認させるという点では理論上差異が存在しないにもかかわらず、後者の場合に、当該間接事実について当事者の主張がない限り、裁判官に主要事実の存在を推認してはならないと命じるのは、裁判官に対して、あまりにも不自然な判断を強いることになる。
3. 間接事実が重要であり、それによって訴訟の勝敗が決められる場合であっても、通説では、それらの間接事実を当事者の主張なしに判決の基礎とすることができることになり、当事者に対する不意打ちとなるおそれがある。
4. 当事者は、訴状又は答弁書において、重要な間接事実等を記載すべきものとされ、争点整理手続で絞り込むべき争点となる事実は、主要事実か間接事実かを問わず主張されるべきである。

問5 自由心証主義に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 当事者本人に対する臨床尋問が途中で打ち切られ、反対尋問の機会がなかったとしても、それが、本人の病状に照らし、やむを得ない事由によるものと認められるときは、本人尋問の結果は、これを証拠資料としても違法ではない。
2. 反対尋問を経ない伝聞証言には、証拠能力が認められない。
3. 証拠調べにより得た証拠資料は、その申出をした当事者に有利に事実を認定することはできるが、不利に事実を認定することは許されない。
4. 主要事実についての自白が成立した場合であっても、証拠調べの結果、それと異なる心証を抱いたときは、裁判所は、自白された事実と異なる事実を認定することができる。

問6 訴訟上の和解に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 人事訴訟においては、訴訟上の和解が認められないのが原則であるが、離婚訴訟と離縁訴訟では、離婚をする和解や離縁をする和解が可能である。
2. 訴訟上の和解は、和解期日、口頭弁論期日及び準備的口頭弁論期日だけでなく、弁論準備手続期日においてもすることができる。
3. 裁判所は、訴訟がいかなる程度にあるかを問わず、訴訟上の和解を試みることができるが、口頭弁論の終結後にすることはできない。
4. 訴訟上の和解によって訴訟が終了した場合、その後その和解の内容たる私法上の契約が債務不履行のため解除されるに至ったとしても、そのことによって、単にその契約に基づく私法上の権利関係が消滅するのみであって、和解によって一旦終了した訴訟が復活することはない。

問7 共同訴訟に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 数人の連帯債務者を被告とする金銭支払請求訴訟は、必要的共同訴訟である。
2. 同一事故に基づく数人の被害者が原告となって提起する損害賠償請求訴訟は、必要的共同訴訟である。
3. 複数の建物を所有する賃貸人が別棟に住む賃借人を被告として提起する賃料支払請求訴訟は、通常共同訴訟によることができる。
4. 土地の所有者が土地上の建物の所有権を共同相続によって取得した者を被告として提起する建物収去土地明渡請求訴訟は、必要的共同訴訟である。

問8 抗告に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 抗告は、終局判決に対してもすることができる。
2. 即時抗告は、抗告期間の定めのある抗告であり、裁判の告知を受けた日から3週間の不変期間内にしなければならない。
3. 原裁判をした裁判所又は裁判長は、抗告を理由があると認めるときは、その裁判を更正しなければならない。
4. 地方裁判所の決定及び命令に対しては、その地方裁判所が許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

問9 裁判上の自白の成立要件とその効果について7行以内で論じなさい。

[刑事訴訟法]

問1 刑事手続の関与者に関する次の記述のうち、判例の立場を前提として、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 裁判官は、捜査段階では、逮捕・勾留などの強制処分 of 適否を審査する任務を果たし、公判段階では、手続の主催者として訴訟を進行させ、両当事者の主張・立証を検討して適正な判断を下すよう努める。
- 2 裁判員は、有罪・無罪に関する事実の認定、法令の適用、刑の量定を、裁判官との合議により行う。
- 3 検察官は、職務の独立性が認められているが、その所属する検察庁の長の指揮監督を受ける。
- 4 被告人としての重要な利害を弁別し、それに従って相当の防御をすることのできる能力を訴訟能力といい、訴訟能力が欠ける者に対する公判手続は、原則として停止される。
- 5 私選弁護と国選弁護は、選任方式の違いによる手続上の差異を除けば、基本的な権利・義務は同一であり、いつでも、また事由のいかんを問わず、辞任により、その地位を離れる。

問2 捜査の端緒に関する次の記述のうち、判例の立場を前提として、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 職務質問とは、警察官が挙動不審者等に対し、停止を求めて質問することをいう。
- 2 検視とは、検察官が五官の作用により、変死体または変死の疑いのある死体の状況を見分することをいう。
- 3 告訴とは、被害者その他一定の者が、捜査機関に対して、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示をいい、実務上、被害届の提出で行われる例が多い。
- 4 告発とは、犯人または告訴権者以外の第三者が、捜査機関に対し、犯罪事実を申告して犯人の処罰を求める意思表示をいう。
- 5 自首とは、捜査機関に発覚する前に、犯人が進んで自己の犯罪事実を捜査機関に申告し、その処分に服する意思表示をいい、特に期間の制限はない。

問3 逮捕に関する次の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 現行犯逮捕が無令状で許されるのは、犯罪及び犯人が明白で誤認のおそれが小さいこと、その場で逮捕する必要性が高いことを理由とする。
- 2 逮捕状の請求に当たっては、逮捕の不当なむし返し等を防ぐため、同一の犯罪事実または現に捜査中である他の犯罪事実について前に逮捕状の請求や発付があったときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。
- 3 緊急逮捕は、一定以上の重大な罪の嫌疑が高い場合に、急速を要して、裁判官の逮捕状を求めることができないので、まず被疑者の身体を拘束した上で、その後、直ちに逮捕状を請求するものである。
- 4 緊急逮捕は一定以上の重大な罪の場合に限られるから、逮捕状の請求権者は検察官及び司法警察員に限られる。
- 5 司法警察員や検察官が逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちに、犯罪事実の要旨、弁護人を選任することができる旨を告げた上で、弁解の機会を与えなければならない。

問4 物的証拠に対する捜査に関する次の記述のうち、判例の立場を前提として、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 搜索とは、人や物の発見を目的として、人の身体、物、または住居その他の場所について調べることをいう。
- 2 差押えとは、物を特定して、所有者、所持者または保管者にその提出を命ずることをいう。
- 3 検証とは、場所、物、人などについて、その存否、性質、状態、内容等を五官の作用で認識・保全することをいう。
- 4 検証が任意処分として行われる場合があり、これを実況見分と呼んでいる。
- 5 領置が許される遺留物とは、自己の意思によらず占有を喪失した場合に限られず、自己の意思によって占有を放棄し、離脱させた物も含む。

問5 公訴提起に関する次の記述につき、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 検察官のした公訴提起に対して不服がある被告人は、検察審査会に審査を申し立てることができる。
- 2 公務員による職権濫用の罪について告訴等があったのに、検察官が不起訴にした場合、これに不服がある告訴人等は、裁判所にその事件を審判に付するよう請求することができる。
- 3 訴訟条件とは、公訴を提起して公判を維持するための条件をいい、訴訟条件を欠く場合、裁判所は、有罪または無罪の判断をしないで、形式的に手続を打ち切る。
- 4 管轄とは、法律に従って刑事裁判権を各裁判所に分配することをいう。
- 5 検察官が公訴を取り消せば、それで訴訟が終了するのではなく、裁判所による公訴棄却の決定を要する。

問6 公判手続に関する次の記述のうち、判例の立場を前提として、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 冒頭手続は、人定質問、起訴状の朗読、黙秘権及び訴訟法上の権利の告知、被告人及び弁護人の被告事件に対する陳述の順に進行する。
- 2 訴訟指揮権とは、訴訟の進行を円滑に行うため、裁判所が当事者の活動を適正にコントロールするための権能をいい、公判期日における訴訟指揮は、裁判長がこれを行う。
- 3 法廷警察権とは、法廷の秩序維持のために裁判所が行使する権限であり、訴訟関係人に対してのみ行使できるから、傍聴人の行為を禁止することなどは許されない。
- 4 当事者主義の下では、証拠調べは検察官あるいは被告人・弁護人から請求されるべきものであって、裁判所の職権による証拠調べは、特に必要と認めるときに限って補充的におこなわれる。
- 5 証拠調べの終了後、検察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならず、これは論告と呼ばれる。

問7 証拠・証明に関する次の記述のうち、判例の立場を前提として、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 証拠としての許容性を証拠能力といい、証拠が事実認定に役立つ実質的価値を証明力という。
- 2 証拠調べは、証人は尋問で、証拠書類は朗読で、証拠物は展示で実施される。
- 3 要証事実の存否を証明するために用いられる証拠を実質証拠といい、証拠能力に影響する事実や、証拠の信用性に関する事実を証明するために用いられる証拠を補助証拠という。
- 4 厳格な証明の対象となる事実には、公訴事実のほか、刑の加重減免事由に関する事実、量刑に関する事実のうち犯罪の態様や結果の軽重など犯罪そのものに関わるものが挙げられる。
- 5 証拠調べを尽くしたのに裁判所が確信を抱けなかった場合、不利益な認定を受ける当事者の立場を挙証責任といい、正当防衛など違法性阻却事由については被告人側が挙証責任を負う。

問8 伝聞法則に関する次の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 公判期日外でなされた供述について、供述内容に沿う事実を立証するための証拠としては、原則として証拠能力を認めない考え方を「伝聞法則」といい、刑事訴訟法320条は伝聞法則を定めたものである。
- 2 一見すると伝聞法則の適用を受けるような証拠であっても、要証事実との関係で伝聞といえないものがあり、これは「非伝聞」とされる。
- 3 捜査機関が作成した検証調書は、供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときに証拠とすることができる。
- 4 被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、特に信用すべき状況の下でされたものであるときに限り証拠とすることができる。
- 5 伝聞証拠であっても、検察官及び被告人が証拠とすることに同意したものは、相当と認められる限り、証拠とすることができる。

問9 「公平な裁判所」を保障するために、刑事訴訟法が置いている制度につき、7行以内で説明しなさい。